

大分県内水面漁業調整規則の一部改正案の概要

【改正の背景】

県指定天然記念物に指定されている「祖母山系イワメ」の保護に対する意識が地元住民や遊漁者、学識経験者を中心に高まっていることから、大分県内水面漁業調整規則（昭和41年大分県規則第82号）で規定されているイワメの生息地である「神原川」の禁漁区域を見直す必要が生じています。

【具体的な改正内容】

大分県内水面漁業調整規則第29条第26号に規定されている神原川の禁漁区域の「上流」制限を下記のとおり改めます。

（現行禁漁区域）

竹田市大字神原字吐合白水橋から上流祖母山国有林六林班第二コンクリートえん堤までの間の区域及び同白水橋から上流四百メートルの地点から上流ヒーバチの滝までの区域

（改正禁漁区域案）

竹田市大字神原字吐合白水橋から上流の区域

【改正による効果】

神原川上流の祖母山系イワメ生息域へたどり着くには必ず白水橋を通過するため、白水橋から上流全域が採捕禁止区域となれば、遊漁を目的として白水橋を通過する理由がなくなるため、白水橋における効率的な指導が可能となり漁業取締り上の問題が改善でき、祖母山系イワメ資源の保護培養が図られます。

【その他】

大野川漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則においては、既に上記と同様の区域を採捕禁止及び放流禁止とする変更を平成20年7月23日付けで行っています。